

平成 29 年 10 月 1 日から

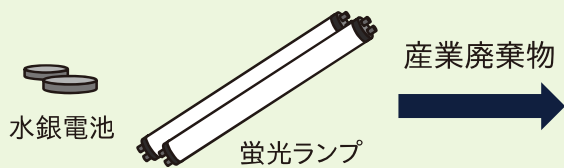
# 水銀廃棄物の取扱いが変わります！

～ 保管と処理委託の注意点～

## 水銀廃棄物(産業廃棄物)の分類について

### 産業廃棄物

水銀を使用した製品(水銀電池や蛍光灯など※)が産業廃棄物となったもの



他、水銀体温計、水銀式血圧計、農薬など

### 水銀使用製品産業廃棄物

※ 対象となる水銀使用製品の詳細は「水銀廃棄物ガイドライン(環境省)」をご確認ください。

水銀の含有量が 15 mg/kg(L)を超える  
ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、  
廃酸、廃アルカリ

### 水銀含有ばいじん等

注) 産業廃棄物の種類を追加したものではありません。

例えば、廃蛍光灯は、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずであり、10月1日以降も同様ですが、水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理するため、新たな措置が必要です。⇒ 裏面へ

### 特別管理産業廃棄物

#### 特定施設 ※

水銀を回収する施設、  
大学等の研究機関、  
保健所 等

から生じた

廃水銀 又は  
廃水銀化合物

※ 特定施設については「水銀廃棄物ガイドライン(環境省)」をご覧ください。

水銀が含まれている物  
又は  
水銀使用製品産業廃棄物

から回収された

廃水銀

### 廃水銀等

### 従来から特別管理産業廃棄物となっている水銀廃棄物

特定の排出源から排出される

鉍さい、ばいじん、汚泥  
廃酸、廃アルカリ

➡ 水銀の溶出量が 0.005 mg/L を超えるもの

➡ 水銀の含有量が 0.05 mg/L を超えるもの

